

電子帳簿保存法改正のお知らせ および CI-NET 利用の際の留意点

2021年12月
一般財団法人 建設業振興基金 情報化評議会

日頃より、CI-NET を利用した電子商取引を活用いただき、誠にありがとうございます。
情報化評議会では、電子商取引のルールとして「CI-NET LiteS(シーアイネット ライツ)実装規約」を定め、皆さまに利用いただいております。

このたび、電子帳簿保存法が改正され(令和3年(2021年)5月、以下、改正電帳法という)、2022年1月1日より施行されます。この改正では電子取引のデータ保存についても規定されています。これまで CI-NET 利用の電子商取引の内容を紙に出力し保存することが認められていましたが、この改正電帳法では紙での保存が認められなくなり、電子データでの保存が義務づけられることとなりました。

ただし、令和4年度税制改正大綱(自由民主党、令和3年12月10日)によりますと、令和5年(2023年)12月31日まで紙の保存ができる経過措置を講ずることとしています(5. 令和4年度税制改正大綱を参照ください)。

いずれにしましても、今後、紙での保存が認められなくなり、国税庁の保存要件を満たしていかなければならないことが想定されます。CI-NET を利用するにあたり、改正電帳法への対応に関する留意点等を下記に記します。

記

■留意点

1. 対象となる帳簿・書類とは

CI-NET(EDI)での取引データ全般が対象となります。具体的には、取引相手との送付・受領した見積書や契約書(注文書・注文請書)、請求書等が考えられます。

●受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB 上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります。

※国税庁 パンフレット「電子取引データの保存方法をご確認ください」より抜粋

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdf>

2. 保存する場合の要件

電子取引の保存要件には大きく二つの要件(真実性・可視性)があります。

以下に改ざん防止の措置として「事務処理規程を定める」とありますが、国税庁では、この規程のサンプルを公表しています

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程(法人の例)
(Word/16KB)

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/word/0021006-031_d.docx

- 改ざん防止のための措置をとる。

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムの導入」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定める」でも構いません。

- 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする。

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です。

- ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける。

※国税庁 パンフレット「電子取引データの保存方法をご確認ください」より抜粋

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdf>

なお、契約に係る注文書・注文請書は、建設業法に則り電子署名と電子的な証明書を合わせて電子保管する必要があります。

※建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン
平成13年3月30日 国土交通省

https://www.mlit.go.jp/pubcom/01/kekka/pubcomk06/pubcomk06-1_.html

3. ASP サービスを用いて保存する場合

ASP 事業者で実施しているデータ保存に関するサービスをご確認ください。

CI-NET 導入検討に向けて相談できるベンダ企業紹介(一覧)

https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/fileViewer.php/56.pdf?file_name=56.pdf

4. 自社で保存する場合

上記2.の保存要件を満たす必要があります。

詳しくは国税庁のホームページ等をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm>

5. 令和4年度税制改正大綱

(8) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

(注1) 上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

(注2) 上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

※「令和4年度税制改正大綱 自由民主党令和3年12月10日」より抜粋

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf

以上

□ 本件に関するお問い合わせ先
一般財団法人 建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 情報化推進室
竹中、帆足 TEL 03-5473-4573 E-Mail ci-net@kensetsu-kikin.or.jp